第47回社会保障審議会生活保護基準部会				
令和4年9月15日	参考資料3			

現下の生活困窮者等への支援について (委員依頼資料)

1 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

令和4年4月26日 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

令和4年4月26日 <u>原油価格・物価高騰等</u>に関する関係閣僚会議

- ◆我が国経済は、**原油や穀物等の価格が高い水準で推移**し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の**物資の安定供給が滞り**、今後、**コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない**状況
- ◆このため、直面する**物価高騰による影響を緩和**するための対応を**緊急かつ機動的に実施**するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、**コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする総合緊急対策を策定**。
- ◆本年 6 月までに新しい資本主義のグランドデザインと実行計画、骨太方針2022を取りまとめる。物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す。

I . 原油価格高騰対策

1. 激変緩和策

◆燃料油に対する激変緩和事業(延長・拡充)(注):

- ・基準価格を172円から168円に引き下げ
- ・支給幅を35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援
- ・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
- ・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討

2. 業種別対策

- ◆漁業:漁業経営セーフティーネット構築事業等による燃油価格等が上昇した場合の補てん金交付等
- ◆農林業:施設園芸等燃油価格高騰対策等による燃油価格が上昇した場合の補てん金交付等
- ◆運輸業:タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策
- ◆生活衛生関係営業:業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等
- ◆その他:持続化補助金を活用した、LPガス等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1. 賃上げ・価格転嫁対策

- ◆賃上げを行う企業への支援の強化:
 - ・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
 - ・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引上げ 等
- ◆「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」:
 - ・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引上げの環境を整備 等

2. 資金繰り支援等:

- ◆政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化:
- ・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティーネット貸付の更なる金利引下げ
- ・新型コロナの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
- ・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化 等

Ⅱ . エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

1. エネルギー

- ◆省エネルギーの推進: 省エネ住宅・ビル、クリーンエネルギー自動車の普及促進、こどもみらい住宅支援事業の拡充等
- ◆燃料供給の緊急対応策等の強化等: LNG・石油の上流開発投資リスクマネー供給支援等

2. 原材料

- ◆戦略物資・エネルギー安定供給確保のためのサプライチェーン強靱化: 半導体製造用ガス、パラジウム、石炭等の国内生産設備の増強やリサイクル回収設備の導入 等
- 3. 食料等
- ◆小麦等の食品原材料:米粉・国産小麦等の代替原材料への切替支援等、輸入小麦の政府売渡しの着実な実施
- ◆肥料・飼料: 化学肥料原料の調達支援対策、配合飼料の価格高騰対策 等
- ◆木材:国産材への転換支援対策 ◆水産:加工原材料調達の円滑化対策 等

4. その他

◆サイバーセキュリティ対策の強化等、観光事業者等への支援(環境配慮型の持続可能な観光推進の支援)

Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援

- ◆生活困窮者支援策の申請期限の延長: 緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困 窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限を8月末まで延長
- ◆生活困窮者への各種支援策を確実につなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化
- ◆真に生活に困っている方々への支援措置の強化:
- ・低所得の子育て世帯に対する給付金(児童一人当たり一律5万円)のプッシュ型給付
- ・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付(運用改善)
- ・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和
- ・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援 等

2. 孤独・孤立対策

- ◆地方における官民連携プラットフォーム等の構築推進、支援活動を行うNPO等への支援
- 3. 地方公共団体の実施する対策への支援
- ◆新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金:
 - ・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設による生活困窮者支援や学校給食費等軽減など子育て世帯支援 農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
- ◆地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置

V. 今後への備え Ⅵ. 公共事業の前倒し Ⅵ. その他

- ◆予備費の確保: 国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策予備費について、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策 予備費(仮称)」として改組・使途を拡大した上で、5兆円の水準を確保等
- ◆公共事業の前倒し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底

		I	I	ш	IV	V	合計
本対策の規模	国費(備考)	1. 5兆円程度	0. 5 兆円 程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度	6. 2 兆円 程度
	事業規模	1,5 兆円 程度	2. 4 兆円 程度	6.5 兆円 程度	1. 3兆円程度	1. 5 兆円 程度	13.2兆円程度

- (備考)国費のうち、一般予備費の使用額は、0.4兆円程度(Ⅰ:0.3兆円程度、Ⅱ:0.1兆円程度)、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、1.1兆円程度(Ⅱ:90億円程度、Ⅲ:0.1兆円程度、Ⅳ:1.0兆円程度)。補正予算額は、2.7兆円程度(Ⅰ:1.2兆円程度、V:1.5兆円程度)。
- (注)激変緩和策(本年5~9月)によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価(総合)は0.5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。 これに加え、漁業・農林業・運輸業向けの燃油等価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、その他学校給食費等軽減など地方公共団体が独自に実施する対策等による効果も期待される。

2 足元の物価高騰に対する追加策等について

物価·賃金·生活総合対策本部(第4回) (令和4年9月9日·資料8)

足元の物価高騰に対する追加策等について

9月9日

資料8

- 〇 世界的な物価高騰の中で国民生活や事業活動を守るため、4月に策定した「総合緊急対策」を迅速かつ着実に実施するとともに、物価上昇の大半を食料品とエネルギーが占めている足元の物価動向を踏まえ、これらに集中した対策を切れ目なく講じていく。
- 〇 8月15日の総理指示を受け、今回、食料品(輸入小麦の政府売渡価格の据置き、飼料価格の高騰対策、食品ロス削減対策等)、エネルギー(ガソリン等燃料油価格の負担軽減等)、地域の実情に応じた生活者・事業者支援(地方創生臨時交付金)、低所得世帯に対する支援(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)を中心に追加策を取りまとめ。
- 新たな財源措置を伴う追加策については、新型コロナ対策などとあわせて3兆円半ばのコロナ・物価予備費を措置し、迅速に実施。

1. 食料品

(1)輸入小麦の価格抑制

〇 次期(10-3月期)の輸入小麦の政府売渡価格は、10月に通常どおりの改定を行った場合は約2割の上昇となる中で、<mark>緊急措置(※)として</mark> 価格を実質的に据え置き。(※)通常6か月の価格算定期間を1年間に延長して平準化することとし、その間、次期(10-3月期)の政府売渡価格は直近(4-10月期)の価格を適用。

(2) 飼料の価格高騰対策

○ 総合緊急対策等により異常補填基金を665億円積み増し、配合飼料価格の上昇に対する補填金を畜産経営者に支援。この対策に加え、<mark>予備</mark> 費を措置して、コスト削減等に取り組む生産者の飼料コスト上昇分を補填し、10-12月期の実質的な飼料コストを7-9月期と同水準にする。 また、輸入粗飼料等の高騰の影響を受けている酪農経営について、コスト上昇分の一部を補填。

(3) 化学肥料の価格高騰対策

〇 7月29日に予備費を788億円措置し、化学肥料2割低減の取組を行う農業者の肥料コスト上昇分の7割を補填する仕組みを創設。今年の秋 肥にも対応できるよう、6月に遡って支援。

(4)食品ロス削減の抜本的な強化

- 厳しい納品期限の<u>商慣習の見直し</u>や<u>情報開示の拡充</u>について、食品企業等の経営層に要請し、<u>食品ロス削減に向けた取組を強化</u>。
- それでも発生する賞味期限内食品のフードバンク等への寄付が進むよう、

 官民協働でネットワークを構築し、生活困窮者支援にも貢献。

2. エネルギー

(1) 燃料油価格の激変緩和事業

〇 1.9兆円の激変緩和事業によって燃料油元売りに補助金を支給し、燃料油の急激な価格上昇を抑制してきたところ、新たに<u>予備費を措置</u>し、 足元の原油価格の水準を踏まえつつ、<u>本年末までガソリン価格等の抑制を継続</u>する。補助上限のあり方については、原油価格の動向を見極めながら引き続き検討する。

(2) 業種別の原油価格高騰対策

- タクシー事業者へのLPガス価格高騰の負担軽減支援について、予備費を措置し、引き続き年内実施。
- 漁業者に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業を通じ、燃油等価格上昇に対する補填金を交付(4-6月期の補填金単価は48.39円/L)。
- 〇 施設園芸事業者等に対して、燃油価格上昇に対する補填金について、発動基準価格比で最大170%相当までの高騰に対応。

1

2 足元の物価高騰に対する追加策等について

物価·賃金·生活総合対策本部(第4回) (令和4年9月9日·資料8)

(3) エネルギー供給の安定化

- 〇 原子力発電所について、この冬には再稼働済み10基のうち最大<u>9基の稼働を確保</u>できるよう取り組む。加えて、設置変更許可済みの原発 再稼働に向け、国が前面に立って対応する。
- 電力需給ひっ迫と電気料金高騰の両方に対応する枠組みとして、電力会社の節電プログラム登録にポイントを付与。

3. 地域の実情に応じた生活者・事業者支援

(1) 地方創生臨時交付金

- 〇 「原油価格・物価高騰対応分(※)」について7月時点で約6800億円 (うち原油価格・物価高騰対応の事業は約6,000億円) の申請。申請された事業について、既に7割以上が着手され、9月中には9割以上が着手見込み。 (※)地方公共団体に通知済の交付限度額は8,000億円
- 〇 <u>地方創生臨時交付金</u>について、<u>予備費を措置</u>しつつ既存予算も活用して<u>6000億円規模の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を新たに創設</u>。電力・ガス・食料品等の<u>価格高騰への対応により重点的に活用</u>されるよう、<u>効果的と考えられる推奨事業メニュー</u> (物価高騰に伴う生活者支援・中小企業・医療機関等支援) <u>を地方自治体に提示</u>。

4. 低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等の価格高騰を踏まえた支援

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

〇 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、<u>予備費を措置</u>し、特に家計への影響が大きい<u>低所得世帯(住民税非課税世帯)</u> に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を新たに創設し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

5. 価格転嫁対策・賃上げ支援

(1) 価格転嫁対策の強化

- 〇 9月の価格交渉促進月間に際して、全国約1,600の業界団体に周知文書を送付するとともに、総理及び経済産業大臣のメッセージを公表。 9月下旬からは<u>下請事業者15万社に対して価格交渉や価格転嫁の状況に関するフォローアップ調査を実施(下請Gメンによるヒアリングを含む)し、その結果に基づき、親事業者の代表者に指導・助言</u>を行うことで、トップから現場までの意識を変え、価格交渉と価格転嫁の取引慣行を根づかせていく。
- 〇 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する<u>約10万件の緊急調査を実施し、年内目途に取りまとめる</u>とともに、<u>下請法上の立入調査の</u> 対象を重点化する等、法執行を強化。さらに、<u>事業者団体に法遵守状況の自主点検を行うよう要請</u>し、事業者の自主的な改善につなげる。

(2) 最低賃金引上げを踏まえた事業者支援の強化

〇 過去最大の最低賃金引上げ等を踏まえ、<u>事業場内で最も低い賃金を引き上げる事業者を支援する「業務改善助成金」を拡充</u>するとともに、 最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援する「事業再構築補助金(最低賃金枠)」の補助要件を緩和。 2

3 生活困窮者等への給付金について

現下の厳しい状況における生活困窮者等への支援として、生活保護受給者を含めて、各種給付金が支給されている。

生活保護制度では、これらの給付金の趣旨・目的に鑑み、最低生活費の算定に当たって、収入認定から当該給付金を除外する取扱いを通知で示している。

該和刊並を味がする取扱いを通知で示している。							
給付金	支給額	支給対象	生活保護の対応				
 ○子育て世帯への臨時特別給付 (先行給付金、追加給付金、一括給付金、クーポン給付) [実施時期:令和3年度~4年度] ・令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費(11月26日) ・令和3年度第1次補正予算(12月20日成立) 	児童1人あたり 10万円相当 (金銭給付又は金銭給 付とクーポン給付)	一定年収以上の世帯を除き、O 歳から高校3年生までの児童を 養育する者等(児童手当受給者 等)	収入として認定しない				
○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 [実施時期:令和3年度~4年度] ・令和3年度第1次補正予算(12月20日成立) ・令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費(3月25日)	1世帯あたり 10万円	住民税均等割が非課税である世帯等 ※新型コロナ感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	収入として認定しない				
○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(低所得のひとり親世帯)[実施時期:令和4年度]・令和4年度新型□ロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(4月28日)	児童1人あたり 5万円	児童扶養手当受給者等 ※新型コロナ感染症の影響を受けて 家計が急変し、同様の事情にあると 認められる世帯を含む。	収入として認定しない				
 ○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他低所得の子育て世帯) [実施時期:令和4年度] ・令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(4月28日) 	児童1人あたり 5万円	その他の住民税均等割が非課税である児童を養育する世帯の者等 ※新型コロナ感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	収入として認定しない				
〇電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 [令和4年9月9日 物価・賃金・生活総合対策本部決定]	1世帯あたり 5万円	住民税均等割が非課税である世帯等 ※新型コロナ感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	今後検討				